

一般社団法人岩の力学連合会 情報公開に関する規則

平成 28 年 9 月 21 日 理事会決定

平成 28 年 9 月 21 日 施行

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人岩の力学連合会（以降、連合会という）が一般法人法 128 条、199 条の定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(管理)

第 2 条 連合会の情報公開に関する事務は、幹事長が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第 3 条 連合会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 計算書類

- 1) 正味財産増減計算書
- 2) 正味財産増減計算書内訳書
- 3) 貸借対照表
- 4) 財産目録

2. 前項の資料は次のものとする。

- (イ) (1)、(2) 及び (3) については、可能な限り最新の状態のもの。
- (ロ) (5) については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの。

3. 第 1 項の資料のうち (4) 及び (5) については、当該年度終了後 3 ヶ月以内に備え、5 年間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 4 条 連合会の公開する情報の閲覧場所は、連合会事務局とする。

2. 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 5 条 連合会の公開する情報の閲覧を希望する者から第 3 条に定める資料の閲覧の申請

があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
 - (2) 連合会事務局担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。
2. 第 3 条第 1 項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条第 1 項に掲げる資料に限定している旨を説明する。
 3. 第 3 条第 1 項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には幹事長又はその指示する者が応答し、様式 3 に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。

(規則の改廃)

第 6 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

(規則の施行)

第 7 条 この規則は、理事会の承認日から施行する。